

議案第96号 三田市印鑑条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

1 趣旨

印鑑登録において、性別情報を登録していたが、男女の別を登録しないこととする内容の改正条例が令和7年6月議会において可決された。

しかしながら、印鑑登録システムを含む住民情報システムの標準準拠システム移行延伸に伴い、証明書コンビニ交付システムの改修が今年度中に対応することが不可能となり、次年度への対応となるため、改正条例の施行日について改正を行うもの。

2 背景

- ・証明書コンビニ交付システムでの印鑑登録証明書の性別記載削除の対応は、標準準拠システム移行にあわせて改修準備を進めていた。
- ・今年度内に証明書コンビニ交付システムで印鑑登録証明書の性別削除に対応するためには、あらたにシステム改修を行う必要があるが、これに対応するためのリソースが証明書コンビニ交付事業者において不足しているため、今年度内に対応できない状況となった。

3 内容

付則の施行期日に係る期間を変更（付則関係）

【現行】

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、令和8年3月31日までの間において規則で定める日から施行する。

【改正】

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、令和9年3月31日までの間において規則で定める日から施行する。

【施行期日】

公布の日